

第 6 編 河川海岸編

第6編 河川海岸編

本編の規定については、「福井県土木工事共通仕様書」（令和8年4月）中の第7編 河川海岸編を準用する。

ただし、「福井県土木工事共通仕様書」中「福井県」とあるのは「福井市」と読み替えるものとする。